

被害者参加制度利用のための 経済的支援について

国選被害者参加弁護士制度

被害者参加制度を利用する場合、国費により被害者参加人のための弁護士を法テラスから選定してもらうことができます。

※国選被害者参加弁護士制度を利用するにあつては、私選弁護士に依頼するだけの資力（現金・預金等の合計額が150万円未満）がないことが条件になります。

法テラスによる民事扶助制度

損害賠償命令制度の利用を弁護士に依頼する場合、民事扶助制度を利用することで法テラスに弁護士費用を立替払いしてもらうことができます。立替払いされた弁護士費用は、利用された方が法テラスへ月々分割払いで償還していくことになります。また、所定の条件を満たせば償還猶予・免除の制度もあります。

※民事扶助制度を利用するにあつては、利用される方の資力が一定の基準に達しないことが条件になります。



犯罪被害者支援に関するご相談窓口

犯罪被害者ホットライン（無料電話相談）

☎090-9568-1157 ●平日 ●午前9時から午後5時まで

熊本県弁護士会に所属する弁護士が、電話相談（無料）に応じます。その後、必要があれば面接相談（有料）にも応じます。また、代理人や被害者参加弁護士として裏面の各種制度の利用や参加を支援するほか、告訴・告発や犯罪被害者給付金の申請の支援、マスコミ対応などの活動も行っています。

法律相談センター（面接相談（要電話予約）有料）

予約の電話番号 ☎096-325-0009

◆相談時間 30分 ◆相談料（1回）5,250円

- 熊本法律相談センター（熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3階）
- 天草法律相談センター（天草市太田町9-3 天草信用金庫本店2階会議室）
- 県南・八代法律相談センター（八代市松江城町6-6 八代商工会議所内）
- 阿蘇法律相談センター（阿蘇市内牧976-2 阿蘇市農村環境改善センター）
- 人吉・球磨法律相談センター（人吉市南泉田町3-3 人吉商工会議所内）
- 荒尾・玉名地区法律相談センター（玉名市岩崎152-2 玉名市民会館1階）
- 山鹿・菊池地区法律相談センター（山鹿市大字山鹿1026-2 山鹿市中央公民会館内）

熊本県弁護士会に所属する弁護士が、最寄りの法律相談センターで犯罪被害を含む法律問題の相談に幅広く応じます。

日本司法支援センター（法テラス熊本）

☎050-3383-5522 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3階

公益社団法人 くまもと被害者支援センター

☎096-386-1033（相談専用窓口） 熊本市中央区水前寺6-9-5

犯罪被害に遭われた方へ

～相談窓口のご案内～



熊本県弁護士会

犯罪被害者支援に関する委員会

犯罪被害に遭われた方へ、 遺族の方へ

犯罪被害に遭われた際、被害者本人やその遺族の方が加害者の刑事事件へ参加したり、損害賠償を請求して損害を回復する方法があります。これらの制度を利用するにあたり、弁護士が被害者の方の代理人となり、本人に代わって円滑に被害者参加や損害賠償請求の進めを進めることもできます。

被害に遭われた事件について被害者参加や損害賠償命令制度の利用ができるか、まずは本リーフレット裏面記載のご相談窓口へご相談下さい。

損害賠償命令制度

殺人、傷害等の一定の事件（但し、自動車運転過失致死傷等の過失犯、強盗等の財産犯は除かれます）では、被害者またはその相談人の方が、刑事事件が終結する前に損害賠償命令の申し立てをすることで、4回以内の審理によって加害者に対して損害賠償を命じる決定を得ることができます。

短期間に損害賠償を命じる決定を得ることができ、被告人に資力がある場合には、速やかな被害回復が可能となります。

● 損害賠償命令申立の対象になる犯罪 ●

- ① 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② (準) 強制わいせつ、(準) 強姦の罪
- ③ 逮捕、監禁の罪
- ④ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤ 上記②～④を含む罪
- ⑥ これらの罪の未遂罪

被害者参加制度

殺人、傷害等の一定の事件（但し、強盗等の財産犯は除かれます）の被害者やその親族（遺族）の方は、加害者の刑事事件に参加して、法廷で被告人に対して質問したり、意見を述べるすることができます。

弁護士が「被害者参加弁護士」として、被害者の方に代わって質問したり、意見を述べることもできます。

● 被害者参加の対象になる犯罪 ●

- ① 殺人、傷害、傷害致死、遺棄等致死傷、危険運転致死傷、強制わいせつ等致死傷、強盗強姦致死、強盗致死傷、逮捕等致死傷など故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② (準) 強制わいせつ、(準) 強姦の罪
- ③ 逮捕、監禁の罪
- ④ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤ 業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷の罪
- ⑥ 上記②～⑤を含む罪
- ⑦ これらの罪の未遂罪

● 被害者参加でできること ●

- ① 公判期日へ出席すること
- ② 検察官が権限行使したことまたは権限を行使しないことについて意見を述べ、検察官からの説明を求めること
- ③ 証人に対して情状に関する事項を尋問すること
- ④ 被告人に対して質問すること
- ⑤ 事実または法律の適用について意見を陳述すること

少年事件への審判傍聴等

加害者が少年（20歳未満）の場合、少年は家庭裁判所で少年審判を受けることとなります（少年保護事件）。少年保護事件では、審判手続は一般には公開されておらず、審判の状況や結果も通常は知ることができません。

しかし、少年事件の被害者やその法定代理人（親権者等）、遺族の方は、家庭裁判所に申出をすることで意見を述べたり、少年に対する審判の結果について通知を受けることができます。また、審判を傍聴することも可能です（但し、事案によっては裁判所が申出を認めない場合もあります）。

● 少年事件への被害者参加でできること ●

- ① 少年事件の記録を閲覧したり、謄写すること
- ② 家庭裁判所に心情や意見の陳述をすること
- ③ 審判を傍聴すること

傍聴の対象になる事件

- I 犯罪少年または12歳以上の触法少年にかかる事件であること
- II 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、自動車運転過失致死等の罪。
但し被害者を傷害させた事件については「生命に重大な危険を生じさせたとき」に限られます。

- ④ 家庭裁判所から審判状況の説明を受けること
- ⑤ 家庭裁判所から審判結果等の通知を受けること

